

200620016B

厚生労働科学研究

(子ども家庭総合研究事業)

保育所、学校等関係機関における
虐待対応のあり方に関する調査研究

平成16年度～18年度総合研究報告書

主任研究者 才村 純

平成19(2007)年3月

目 次

I. 総合研究報告書	
「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究(主任研究者:才村純)	
研究要旨	
研究協力者	
A. 研究の目的	3
B. 研究の方法	3
C. 研究結果	4
1. 回収状況	4
2. 属性及び事例調査	4
3. 意識調査	11
D. 考察	17
E. 結論(要約)	26
F. 研究発表	28
G. 資料	29
II. 研究成果の刊行に関する一覧表	47
III. 虐待対応ガイドライン	48
1. 保育所、幼稚園の保育者のために	
2. 小学校・中学校教職員、放課後児童クラブ支援者のために	

総合研究報告書

保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究

主任研究者 才村 純(日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当部長)

研究要旨

本研究は、全国の幼稚園、小学校、中学校、保育所、放課後児童健全育成事業を実施する児童館を対象に、虐待対応の実態や職員の意識等に関する横断的な調査を実施することにより、関係者の意識や関係機関の対応構造を明らかにし、虐待防止施策検討のための基礎的データを提供するとともに、調査結果から明らかになった各施設の特質を踏まえた虐待対応のガイドラインを各施設別に策定するものである。平成 16 年度には予備調査を実施し、調査項目等の見直しを行った。平成 17 年度には幼稚園、小学校、中学校を対象に、また平成 18 年度には保育所、放課後児童健全育成事業を実施している児童館を対象に質問紙調査を実施するとともに、過去3年間の研究成果を踏まえ、各施設向けの虐待対応ガイドラインを作成した。なお、文部科学省では平成 17 年度、玉井邦夫を主任研究者として全国の都道府県、市町村の教育委員会を対象に虐待の取組みに関する質問紙調査を実施したが、より総合的な実態把握と効果的な提言を行うため、平成 17 年度の調査では玉井班研究と一体的に実施した。また、平成 18 年度、玉井らの研究班では平成 17 年度の調査研究結果を踏まえ、教員向けの研修モジュールを開発することになっているが、本研究における虐待対応ガイドラインは玉井らによる研修モジュールとの整合性を図った。

<研究協力者>

安部 計彦(西南学院大学)
天野 義仁(大阪府泉大津市健康福祉部児童福祉課)
有村 大士(日本子ども家庭総合研究所)
今泉 柔剛(文部科学省初等中等教育局児童生徒課)
太田 和男(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課)
栗原 直樹(さいたま市児童相談所)
小林 京子(東京都・白山東児童館)
佐久間 てる美(日本子ども家庭総合研究所研修生、神奈川県中央児童相談所)
佐藤 拓代(東大阪市保健所)
塩原 誠志(文部科学省初等中等教育局児童生徒課)
志賀口 三枝子(静岡県・和光保育園)
澁谷 昌史(日本子ども家庭総合研究所)
妹尾 洋之(日本子ども家庭総合研究所研修生、神奈川県保健福祉部子ども家庭課)
園田 巖(全国保育協議会、神奈川県・明石町保育園)
玉井 邦夫(山梨大学)
津崎 哲郎(花園大学)
辻 高廣(南アルプス市立櫛形中学校)
辻 厚子(堺市立鳳幼稚園)
野澤 秀之(財団法人児童健全育成推進財団)
濱涯 廣子(安井総合法律事務所)
山下 英三郎(日本社会事業大学)

A. 研究の目的

児童虐待の防止等に関する法律は、関係機関の連携の強化をはじめ、学校の教職員、児童福祉施設の職員やこれら職員が所属する機関等に対し虐待の早期発見の努力義務を課している。また、国及び地方公共団体に対して、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の人材確保、資質の向上、これらの職員が虐待防止に果たすべき役割等に関する調査研究と検証を求めている。さらに、平成 16 年の児童福祉法改正では、関係機関による連携基盤である児童虐待防止ネットワークが「要保護児童対策地域協議会」として法定化されるなど、学校や児童福祉施設等における取組みの強化と機関間の連携が強く要請されている。

しかし、玉井邦夫の調査研究「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」(平成 14 年度、平成 15 年度文部科学省研究費補助金)(以下、「先行研究」という。)によれば、例えば学校においては、虐待の確証がつかめないとの理由から通告を躊躇したり、通告した後の連携も円滑に図られているとはいえない実態があることが明らかになっている。

このため、本研究では、全国の保育所、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童健全育成事業を実施する児童館(以下、特に必要な場合を除き「児童館」という。)を対象に、虐待対応の実態や教職員の意識に関する横断的な調査を行い、各機関における対応構造や意識構造を明らかにし、虐待防止施策検討の基礎的資料を提供するとともに、調査研究で明らかになった各施設の特質を踏まえて、効果的な対応に資するための各施設向けの虐待対応ガイドラインを策定するものである。

B. 研究の方法

本調査研究は、平成 16 年～平成 18 年度の 3 年計画で実施した。

平成 16 年度には一部の保育所、幼稚園、小学校、中学校の協力を得て予備調査を行い、調査項目等に関する意見を聴取した。これを踏まえ調査票の見直しを行った。

平成 17 年度には、全国の公立小学校、公立中学校、公立幼稚園及び私立幼稚園について、5%の無作為抽出を行い、質問紙調査を実施した。

平成 18 年度は、全国の保育所、児童館を

対象にほぼ共通の質問項目からなる質問紙調査を実施した。保育所は 5%の無作為抽出、放課後児童健全育成事業を実施している児童館は数が少なく調査の精度を確保するため悉皆とした。

調査票は、「Ⅰ.基本調査」「Ⅱ.事例調査」「Ⅲ.意識調査(ビネット調査を含む)」からなる。

- ① 調査票Ⅰ:基本調査:施設の属性、虐待事例への遭遇状況等
- ② 事例調査Ⅱ:事例調査(遭遇事例について)虐待の状況、対応状況、機関連携の状況等
- ③ 調査票Ⅲ:意識調査:(各職種・職階を対象に)虐待対応の経験の有無、制度の周知状況、通告意思、機関連携に対する考え方、通告の要否に関するビネット調査

調査結果については、単純集計及びクロス集計を行った。

なお、玉井邦夫らは、平成 17 年度に「教育委員会における取り組み状況調査」(文部科学省科学研究費補助金)(以下、「玉井班研究」という。)において、全国の都道府県・政令指定都市教育委員会及び市町村教育委員会を対象に虐待への対応に関する実態把握を行ったが、より総合的な実態把握と効果的な提言を行うため、調査項目の設定に当っては両研究班で整合性が図れるよう調整を行うなど、本調査研究は玉井班研究と一体的に実施した。

最終年度に当る平成 18 年度には、平成 17 年度・18 年度の調査研究結果から明らかになった各施設の特質を踏まえた虐待対応のガイドラインを各施設別に策定した。なお、平成 18 年度、玉井班研究では平成 17 年度の調査研究結果を踏まえ、教員向けの研修モジュールを開発したが、本研究における虐待対応ガイドラインは玉井らによる研修モジュールとの整合性を図った。

(倫理面への配慮)

調査票への回答者及び事例調査における個人名は無記名とするとともに、個人の意識を聞く調査票Ⅲでは回答者名や回答内容が組織内に知られないように、回答した調査票は回答者各自で封印し、開封せずに組織が回収、返送するようにした。回答は統計的に処理し、

公表に際しても、施設名や個人名が特定されないよう配慮した。

C. 研究結果

1. 回収・回答状況(表1)

① 調査票Ⅰ回収数

施設種別	送付数	回収数	回収率
幼稚園	700	351	50.1
小学校	1,158	1,013	87.5
中学校	515	439	85.2
保育所	1,140	728	63.9
児童館	1,715	1,195	69.7
計	5,228	3,726	71.3

② 調査票Ⅱ回答事例数

施設種別	回答事例数	比率
幼稚園	95	4.5%
小学校	640	30.1%
中学校	187	8.8%
保育所	693	32.6%
児童館	511	24.0%
計	2,126	100.0%

③ 調査票Ⅲ回答者数

施設種別	総数	男性	女性	不明
幼稚園	1,654	124	1,515	15
小学校	12,826	4,850	7,956	20
中学校	4,230	2,644	1,573	13
保育所	6,743	224	6,498	21
児童館	4,533	566	3,960	7
計	29,986	8,408	21,502	76

2. 属性及び事例調査

(1) 虐待事例への遭遇状況

過去3年半(保育所、児童館は4年半)において虐待事例に遭遇したのは、幼稚園では20.5%、小学校35.2%、中学校27.6%、保育所48.4%、児童館23.0%となっており、調査対象期間が長いとは言え保育所が最も多く、逆に幼稚園が最も低くなっている。保育所には様々な福祉ニーズを抱えたケースが多く入所しているからではないかと推測される。

1ヶ所当りの被虐待児童数は、幼稚園1.7人、小学校2.0人、中学校2.1人、保育所2.5人、児童館2.0人と、やはり保育所が最も多くなっている。

(2) 虐待の種別

主な虐待の種別(表Ⅱ-2)については、幼稚園では「身体的虐待」31.6%、「ネグレクト」46.3%、「性的虐待」0.0%、「心理的虐待」14.7%、小学校では「身体的虐待」44.5%、「ネグレクト」43.4%、「性的虐待」1.9%、「心理的虐待」7.7%、保育所では「身体的虐待」40.0%、「ネグレクト」45.3%、「性的虐待」0.9%、「心理的虐待」9.8%、児童館では、「身体的虐待」34.2%、「ネグレクト」49.3%、「性的虐待」1.8%、「心理的虐待」11.5%となっている。小学校では「身体的虐待」が「ネグレクト」より若干多くなっているものの、他の施設種別ではいずれも「ネグレクト」が「身体的虐待」より多くなっている。

厚生労働省の「福祉行政業務報告」によると、平成17年度に全国の児童相談所で対応した虐待事例の虐待種別毎の割合は、乳幼児期・学齢期ともに「身体的虐待」が最も多く(乳幼児43.5%、小学生42.5%)、「ネグレクト」は次点となっている(乳幼児38.6%、小学生38.2%)。このことは、各機関におけるネグレクトへの認識が進んでいることを物語ると同時に、ネグレクトには様々な態様、程度があり、地域の関係機関との連携等で対応が可能なものもあることから、児童相談所への通告・連絡・相談に至らないケースが少なくないことを意味するものと考えられる。

また、「心理的虐待」については、児童相談所の対応数では乳幼児が17.1%、小学生では16.8%となっているが、今回の調査では各施設種別ともかなり低い結果が出ている。児童相談所では、子どもに関する各般の相談に対応しており、心理的虐待を主訴としなくても、他の性格・行動上の相談の中で心理的虐待が把握されることによるのではないかと考えられる。いずれにしろ、対応ガイドラインでは、子どもの性格・行動上の問題の背後に虐待が隠されている場合少なくないことの周知を図る必要がある。

(3) 虐待の発見及びその後の対応

① 把握の経緯

幼稚園では、「身体的様子」33.7%、「保護者の様子」32.6%、「子どもの言動」26.3%、「子どもの話」20%、「登校(園)状況」20%、「他の保護者の話」17.8%、小学校では、「身体的様子」44.5%、「子どもの言動」34.8%、

「子どもの話」32.9%、「登校(園)状況」22.5%、「保護者の様子」21.7%、「他の保護者の話」10%、中学校では、「子どもの話」46.5%、「子どもの言動」39.5%、「身体的様子」34.7%、「登校(園)状況」26.7%、「保護者の様子」21.3%、「他の保護者の話」8.5%などとなっている。

保育所では、「子どもの身体的様子から」54.5%、「保護者の様子から」30.7%、「子どもの言動から」28.1%、「子どもの登園状況から」26.3%、「子ども本人の話から」19.5%、「児童相談所・子どもが入所している児童福祉施設からの情報提供」11.8%などであり、児童館では、児童館では、「子どもの身体的様子から」47.4%、「子どもの言動から」45.0%、「子どもの話から」35.0%、「保護者の様子から」26.6%、「子どもの来所状況から」18.6%、「他の保護者の話から」11.0%、「きょうだいの話から」10.2%、「児童相談所・子どもが入所している児童福祉施設からの情報提供」10.0%などとなっている。

幼稚園や保育所では低年齢のため、子どもの言動や子ども自身の話から把握することは難しい。したがって、子どもの身体的な受傷痕や、あるいは登園状況、保護者の様子から把握することが必要となる。直接的に子どもの口から虐待の様子が語られないため、身体的虐待の跡など、具体的な虐待の証拠を把握したり、さらには虐待の疑いを感じた場合、訪問を行う市町村、あるいは児童相談所といった他機関と連携し、状況を把握することが他年齢よりもより重要である。幼少であり、生命のリスクも大きいため幼稚園や保育所のみで抱え込まず、他機関との連携を行っていくことがより重要である。

小学生、中学生になると、徐々に自らの口で虐待やマルトリートメント(不適切な養育)について子どもが疑問に思い、担任に自ら打ち明けることが出来るようになってくる。もちろん、自ら語る割合が高いとは言っても、子どもの「身体的様子」や「保護者の様子」などから把握する割合も依然20%を超えており、決して幼稚園や保育所と比較して低下はしているものの、大きな判断要素となっている。

施設種別に関わらず、一貫して大きな要素になっているのが、「登校(園)の状況」である。子どもが登校(園)しないことを契機として虐待が把握される割合も高い。従って、断続的あるいは

は長期に亘って欠席が続くような場合の対応について周知を図る必要がある。

② 施設種別と虐待種別との関係

「身体的虐待」では、中学校を除き全ての施設種別において「児童(園児)の身体的様子から」、「児童(園児)の言動から」、「児童(園児)本人の話から」の順となっている。中学校では「児童(園児)本人の話から」が半数以上を占める。

「ネグレクト」は、児童館を除き一貫して「児童の登校状況から」が高い割合を占める。また、「児童の身体的様子から」、「児童本人の話から」、「保護者の様子から」も高い割合を占め、多面的に判断されている様子が伺える。幼稚園や保育所では、「保護者の様子から」判断している割合が高く、逆に中学生になると、「児童の言動から」「児童本人の話から」の割合が高くなっている。

「性的虐待」は、幼稚園では対象児童はなかったが、小学校、中学校、児童館など子どもの年齢の高い施設では「児童本人の話から」が上位を占めている。施設種別に関わらず「児童の言動から」も多くを占めている。子ども本人の口から語られなければ把握が難しく、子どもが悩みを打ち明けられるような環境や教職員の存在なければ把握は難しく、また打ち明けられた際の対応が重要な課題となる。

「心理的虐待」は、施設種別に関わらず「児童(園児)の言動から」、「保護者の様子から」が上位を占め、さらに中学校では「児童(園児)本人の話から」が上位を占めている。子どもの問題行動などの背後に心理的虐待が存在する場合は少なくないが、これらの言動が見られると表面的に現れた言動にのみ着目した対応が行われがちである。しかし、今回の調査結果は、子どもの言動から心理的虐待を疑う「目」を多くの施設が持っていることを示しているといえるが、一層、このことの周知を図る必要がある。

③ 発見者の相談相手

幼稚園全体では、総数95件のうち、「幼稚園長」48件(50.5%)、「主任」20件(21%)、「担当教諭」13件(13.6%)、「教頭(副園長)」8件(8.4%)、「養護教諭」3件(3.1%)の順であった。さらに、「相談していない」は0件(0%)で、虐待を把握したら必ず誰かに何らかの相談を行っ

ていることが分かる。

小学校では、総数60件のうち、「校長」386件(60.3%)、「教頭」299件(46.7%)、「養護教諭」156件(24.3%)に集中している。次いで、「担任」110件(17.1%)、「学年主任」105件(16.4%)、「児童指導主任」105件(16.4%)などとなっている。

中学校では、総数187件のうち、「校長」72件(38.5%)、「教頭」67件(35.8%)、「養護教諭」30件(16%)の割合が減り、逆に「学年主任」92件(49.1%)、「児童指導主任」71件(37.9%)の割合が高く、分散している。さらに「担任」38件(20.3%)に加え、「スクールカウンセラー」25件(13.3%)も活用されている。

④ 情報の集約、進行管理を行った者

幼稚園では、総数95件のうち、「園長」50件(52.6%)、次に「主任」10件(10.5%)、現場で担当している「担任教諭」10件(10.5%)などとなっている。

小学校では、総数640件のうちのうち、「校長」272件(42.5%)、「教頭」188件(29.3%)で7割を超え、管理職が対応する傾向が強いといえる。次いで、「担任」66件(10.3%)、「児童指導主任」39件(6%)、「その他」38件(5.9%)、「学年主任」3件(0.4%)、「養護教諭」10件(1.5%)、「特にいない」10件(1.5%)、「他の学年担任」1件(0.1%)の順であった。

中学校では、総数187件のうち、「児童指導主任」69件(36.8%)と「校長」50件(26.7%)が多かった。「児童指導主任」が、子ども虐待の相談も情報、そして進行管理まで集まっている割合が高い。次いで、「教頭」26件(13.9%)、「学年主任」14件(7.4%)、「担任」13件(6.9%)、「その他」8件(4.2%)、「養護教諭」3件(1.6%)であった。

保育所では、総数693件中、「所長」が543件(78.4%)で他を引き離して最も多く、次いで「主任保育士」が48件(6.9%)、「担当保育士」が44件(6.3%)、「副所長」7件(1.0%)、「担当以外の保育士」2件(0.3%)、「看護師」1件(0.1%)、「その他」が5件(0.7%)となっている。「情報を集約し進行管理を行った人は特にいなかった」のは11件(1.6%)、「わからない」は3件(0.4%)であった。

児童館では、総数511件中、「実践現場の代表者」が244件(47.7%)、「実践現場の副代表者」が83件(16.2%)、「放課後児童指導員」が

31件(6.1%)、その他が89件(17.4%)となっている。「情報を集約し進行管理を行った人は特にいない」のは21件(4.1%)、「わからない」は10件(2.0%)であった。

本質問項目は、機関内での対応を有効かつ円滑に執り行うために重要なケースマネジメントの部分についてであるが、基本的には、より責任のある立場の人が情報を集約し進行管理を行っている様子が伺えるものの、小学校、中学校、児童館で差はあるものの担任がケースマネジメントを行っているところも見られた。担任は日常的に子どもの状況等を把握できるが、子どもとの距離感が近いだけに観察や判断において主観的になり易い。また、担任への負担ともなりやすい。従って、担任以外の者が客観的立場からケースマネジメントを行うことが求められる。

⑤ 対応策の検討・決定方法

幼稚園では、総数95件のうち、「職員会議」50件(52.6%)と約半数を占め、その他では「上司に個別相談」22件(23.2%)などとなっている。の順であった。

小学校では、総数640件のうち、「上司に個別相談」320件(50.0%)、「職員会議」131件(20.4%)などの順であり、システムとしてというよりは上司と相談して判断を決めている様子が分かる。

中学校では、総数187件のうち、小学校と同様「上司に個別相談」104件(55.6%)、「職員会議」19件(10.1%)、「上司以外の教職員に個別に相談」8件(4.2%)などの順となっている。

保育所では、総数693件中、「職員会議」においてが317件(45.7%)、「上司に個別に相談」が253件(36.5%)であった。「上司以外の職員に個別に相談」が8件(1.2%)、「同僚に私的に相談」が1件(0.1%)などとなっている。「特に検討または決定を行わなかった」のは11件(1.6%)、無回答は45件(6.5%)である。

児童館では、総数511件中、「職員会議」が320件(62.6%)で最も多く、次いで「上司に個別に相談」が64件(12.5%)、「上司以外の職員に個別に相談」と、「同僚に私的に相談」がそれぞれ13件(2.5%)、などとなっている。「特に検討または決定を行わなかった」のは26件(5.1%)、無回答が25件(4.9%)であった。

年齢の低い施設では「職員会議」の割合が

高く、年齢の高い施設では児童館を除き「上司と個別に相談」の割合が高くなっている。

小学校、中学校では、学校の規模、生徒数の問題もあろうが、上司と相談して決める割合が高く、「職員会議」で話し合っているのは1割程度にとどまっており、より個々の管理職、主任、生徒指導主事、担任教諭それぞれの子ども虐待に対する知識や判断能力が求められる構造になっていると考えられよう。虐待対応では学校(園)全体での取り組みが求められることから、職員会議で検討・決定するのが望ましいと考えられ、その旨の周知が必要であろう。

⑥ 対応策の検討・決定内容

対応策の検討または決定内容としては、幼稚園では、総数95件のうち、「担任が経過を見る」55件(57.9%)、「担任が保護者への指導」40件(42.1%)、「担任以外の教職員が保護者への指導」28件(29.5%)などが上位を占めている。「児童相談所に相談」は19件(20.0%)である。

小学校では、総数640件のうち、「担任が経過を見る」397件(62%)、「担任が児童への指導」288件(45%)、「担任が保護者への指導」215件(33.5%)の割合が高い。しかし、「児童相談所に相談」365件(57%)の割合が高く、「学校を挙げて経過を見る」149件(23.2%)の割合も高い。他に、「教育委員会に相談」191件(29.8%)、「担任以外の教職員が経過を見る」107件(16.7%)、「学校を挙げて保護者や児童への指導」102件(15.9%)、「その他の機関に相談」99件(15.4%)であった。

中学校では、総数187件のうち、「担任が経過を見る」94件(50.2%)、「担任が児童への指導」77件(41.1%)、「担任が保護者への指導」62件(33.1%)の割合は、幼稚園、小学校と同様高い。さらに、他機関では、「児童相談所に相談」132件(70.5%)、「教育委員会に相談」65件(34.7%)、「警察に相談」31件(16.5%)の割合が高くなっている。その他では、「担任以外の教職員が経過を見る」31件(16.5%)、「担任以外の教職員が保護者への指導」34件(18.1%)、「担任以外の教職員が児童への指導」22件(11.7%)といった、担任以外の教職員が対応する割合が高く、また「学校を挙げて経過を見る」40件(21.3%)、「学校を挙げて保護者や児童への指導」27件(14.4%)といったよう

に、学校全体で子ども虐待の問題に対応する項目も割合が高かった。上記以外では、「スクールカウンセラーが経過を見る」25件(13.3%)、「スクールカウンセラーが保護者への指導」12件(6.4%)、「スクールカウンセラーが児童への指導」9件(4.8%)、「その他の機関に相談」25件(13.3%)、「福祉事務所に相談」23件(12.2%)、「ネットワーク会議を通し関係機関と対応」14件(7.4%)の順であった。

保育所では有効回答数693件中、「担当保育士が経過を見る」が458件(66.1%)と最も多く、「児童相談所に通告・連絡・相談」が268件(38.7%)、「担当保育士が保護者への指導など中心的な対応を行う」が231件(33.3%)、「区市町村主管課に相談する」が210件(30.3%)、「担当保育士が子どもへの指導など中心的な対応を行う」が202件(29.1%)となっている。以下、職員同士で役割分担するなど保育所を挙げて経過を見る」が165件(23.8%)、「主任保育士が経過を見る」が128件(18.5%)、「保健所・保健センターに相談」が125件(18.0%)、「職員同士で役割分担をするなど保育所を挙げて保護者や児童への指導など積極的な対応を行うことにした」が108件(15.6%)、「担当・主任保育士以外の職員が保護者への指導など中心的な対応を行う」が99件(14.3%)、「ネットワーク会議を通じて関係機関との対応を協議」が98件(14.1%)、「福祉事務所に相談」が97件(14.0%)までであった。

保育所において、児童相談所への通告等は4割に満たず、並んで虐待の通告先とされている区市町村や福祉事務所を合わせても、7割程度であり、「担当保育士が経過を見る」を筆頭に、保育所内での対応が選択されることが少なくないことがわかる。

児童館では、有効回答数511件中、「放課後児童指導員が経過を見る」が282件(55.2%)で最も多く、次いで「放課後児童指導員が子どもへの指導など中心的な対応を行う」が143件(28.0%)、「児童相談所に通告・連絡・相談」が138件(27.0%)、「その他の機関に相談」が122件(23.9%)、「放課後児童指導員が保護者への指導など中心的な対応を行う」が117件(22.9%)、「区市町村主管課に相談」が108件(21.1%)となっている。以下、「ネットワーク会議を通じて関係機関と対応を協議」が86件(16.8%)、「職員同士で役割分担するなど児童館を挙げて経過を見る」が74件

(14.5%)、「職員同士で役割分担をするなど児童館を挙げて保護者や児童への指導など積極的な対応を行うことにした」が56件(11.0%)、「放課後児童指導員以外の職員が経過を見る」が55件(10.8%)、「放課後児童指導員以外の職員が保護者への指導など中心的に対応」が51件(10.0%)などの順となっている。児童館においても、すぐに虐待通告につながる決定がなされるのは、通告先全てをあわせて過半数を超える程度であり、それ以外は児童館内での対応や、小学校との連携の中での対応が選択されることが少なくない様子が伺われる。

学校(園)が遭遇する事例は虐待の疑いがあるものから、重度の虐待まで様々である。担任が経過を見るケースは、虐待の疑いがあるものや軽度の虐待であると推測される。このようなケースが多いというのは、それだけ虐待の早期発見がなされているとも考えられる。しかし、リスク・アセスメントが適切に行われたのか等、虐待の程度や態様と対応策との関連をさらに詳細に分析する必要がある。また、指導は無論のこと経過を観察する場合においても、援助に関する基本的な視点と具体的なスキルが必要であり、研修の充実が望まれる。

また、いずれの機関でも、ネットワーク会議での協議が選択されるケースが1割5分前後あり、状況によっては機関内や児童相談所等通告先と個別の機関間で協議するだけでなく、地域で情報を共有し対策の検討を行うことの必要性が徐々に認識されてきているのではないかと考えられる。

(4) 通告等の状況

① 児童相談所等への通告(連絡・相談)状況

幼稚園では、総数95件のうち、「通告・連絡・相談について「あり」が48件(50.5%)、「なし」39件(41.1%)であった。小学校では、総数640件のうち、「あり」494件(77.1%)、「なし」129件(20.1%)であった。さらに、中学校では、「あり」153件(81.8%)、「なし」30件(16%)であった。

保育所で、総数693件中、「あり」478件(69.0%)、「なし」159件(22.9%)であり、児童館では、総数511件中、「あり」が288件(56.4%)、「なし」が177件(34.6%)であった。

年齢が上がるごとに、「あり」の割合が増えて

いた。見方を変えると、対象児童が幼少の場合、通告せずに自らの機関内で解決する傾向があるとも考えられる。幼稚園では、公立幼稚園と私立幼稚園の間に差はなかった。

先行研究では、全体の39.6%が校内のみの対応という結果であったが、今回の調査結果は、校内での抱え込みの構造が薄れつつあり、関係機関と積極的に連携していこうという方向性が見えたと捉えられる。

しかし、幼稚園では児童相談所や福祉事務所等に通告・連絡・相談したケースの比率は、小中学校に較べ低く、また、虐待が疑われた場合の対応策として「児童相談所に通告する」比率が小学校、中学校に比して低くなっている。

虐待が発見、あるいは疑われても、全てが通告へとつながるわけではなく、機関内での対応等が選択される場合も少なくないことがわかる。しかしながら、幼稚園では通告したのが50%程度にしか過ぎなかったのに対し、同じ年齢域を対象としていながら保育所の通告率は高くなっている。これは、保育所と幼稚園との間にスタンスの違いを意味している部分もあるかもしれないが、それ以上に在籍児童や家庭のリスクの差の反映により、保育所で発見される事例が、通告につながりやすい重篤性を帯びる可能性が高いことを意味しているのではないかと考えられる。

② 通告・連絡・相談時点での虐待の確信の有無

幼稚園では、総数48件のうち、「確信していた」22件(45.8%)、「疑っていたが、確信はなかった」23件(47.9%)であった。小学校では、総数494件のうち、「確信していた」260件(52.6%)、「疑っていたが、確信はなかった」207件(41.9%)であった。中学校では、総数153件のうち、「確信していた」88件(57.5%)、「疑っていたが、確信はなかった」63件(41.1%)であった。

また、保育所では、総数478件のうち、「確信していた」が254件(53.1%)、「疑っていたが確信はなかった」が201件(42.1%)、児童館では、総数288のうち、「確信していた」が167件(58.0%)、「疑っていたが核心はなかった」が111件(38.5%)となっている。

③ 通告・連絡・相談先との調整者

幼稚園では、総数48件のうち、「園長」31件(64.6%)、「教頭(副園長)」6件(12.5%)、「主任」6件(12.5%)、「担任教諭」2件(4.2%)などであった。小学校では、総数494件のうち、「校長」190件(38.4%)、「教頭」174件(35.2%)、「学年主任」1件(0.2%)、「児童指導主任(生徒指導主任)」33件(6.6%)、「担任」36件(7.2%)、「養護教諭」11件(2.2%)などであった。

保育所においては、総数478件中、「保育所長」が397件(83.1%)と最多で、あとは「主任保育士」が32件(6.7%)、「担当保育士」が16件(3.3%)、「副所長」が14件(2.9%)、「保健師」3件(0.6%)などであった。

児童館では、総数288件中、「実践現場の代表者」が174件(60.4%)、で最も多く、次いで「実践現場の副代表者」が68件(23.6%)、「放課後児童指導員」が17件(5.9%)などとなっている。

通告後の調整は、基本的に現場の責任ある立場の人が行うことが多いが、若干ながら担当者が行っている場合もあり、チームアプローチの中でそのような役割分担が行われているのか、チームアプローチがなされていないことの表れなのか、気になるところである。

④ 通告・連絡・相談先との連携状況

幼稚園では、総数41件のうち、「あった」45件(93.8%)、「なかった」1件(2.1%)であった。小学校では、総数494件のうち、「あった」474件(95.9%)、「なかった」12件(2.4%)であった。中学校では、総数153件のうち、「あった」149件(97.3%)、「なかった」4件(2.6%)であった。

保育所においては、総数478件のうち、「あった」が426件(89.1%)、「なかった」のは19件(4.0%)であった。児童館では、総数288件のうち、「あった」が249件(86.5%)、「なかった」が27件(9.4%)であった。

いずれの施設種別においても、9割近くが通告後も連携を図っているのがわかるが、若干ながら連携をとっていないケースも見られる。

⑤ 通告・連絡・相談先との連携内容

連携内容は、幼稚園では、総数39件のうち、多い順に「電話による通告・連絡・相談」23件(59.0%)、「継続的な協議・相談」18件(46.2%)、「一度の協議・相談」7件(17.9%)などとなっている。小学校では、総数474件のう

ち、「継続的な協議・相談」343件(72.3%)、「電話による通告・連絡・相談」339件(71.5%)、「役割分担しながら一体的に対応」98件(20.6%)、「一緒に園児に面接」80件(16.8%)、「一緒に保護者に面接」79件(16.6%)、「一度の協議・相談」74件(15.6%)などであった。

中学校では、総数149件のうち、「継続的な協議・相談」106件(71.1%)、「電話による通告・連絡・相談」102件(68.4%)、「役割分担しながら一体的に対応」50件(33.5%)、「一緒に園児に面接」39件(26.1%)、「一緒に保護者に面接」35件(23.4%)、「一度の協議・相談」28件(18.7%)などの順であった。

保育所では、総数426件のうち、「電話による通告・連絡・相談」が284件(66.7%)で最も多く、「継続的な協議・相談」が254件(59.6%)でそれに続いている。以下、「役割分担しながら一体的に対応」が100件(23.5%)、「一緒に保護者に面接」が85件(20.0%)、「事例検討会で検討」が84件(19.7%)、「関係機関との一度の協議・相談」が64件(15.0%)、「一緒に子どもに面接」が55件(12.9%)などの順となっている。

児童館では、総数249件のうち、「電話による通告・連絡・相談」が149件(59.8%)、「継続的な協議・相談」が148件(59.4%)と多く、次いで「役割分担しながら一体的に対応」が61件(24.5%)、「一度の協議・相談」が58件(23.3%)、「一緒に保護者に面接」は31件(12.4%)、「一緒に子どもに面接」は30件(12.0%)などとなっている。

差し当たり、電話で情報を伝え合ったり、そうした関係を継続的に続けるという場合が多く、役割分担をしたり、子どもや保護者への対応を一緒に行ったりするような具体的なアプローチの連携がとられているのは少数であった。

⑥ 連携の結果

幼稚園では、総数45件のうち、「うまくいった」34件(75.6%)、「うまくいかなかった」8件(17.8%)であった。小学校では、総数474件のうち、「うまくいった」420件(88.6%)、「うまくいかなかった」44件(9.3%)であった。中学校では、総数149件のうち、「うまくいった」115件(77.2%)、「うまくいかなかった」34件(22.8%)であった。

保育所では、総数426件中、「うまくいった」のが370件(86.9%)、「うまくいかなかった」の

は41件(9.6%)、無回答は15件(3.5%)であり、児童館では、総数249件中、「うまくいった」のは207件(83.1%)、「うまくいかなかった」のは30件(12.0%)であった。

8割以上がうまくいったと評価しているものの、1割前後のケースでは不満が残っている現状がある。

連携がうまくいかなかった理由として、「期待通りにならなかった」、「情報のフィードバックをしてくれなかったから」がいずれの施設種別からも共通のものとして挙げられた。

⑦ 通告・連絡・相談しなかった理由

幼稚園では、総数39件のうち、「校内(園内)の対応で可能と判断されたため」21件(53.8%)、「虐待の程度が軽いと考えられたため」19件(48.7%)、「虐待であるとの判断に自信が持てなかったから」14件(35.9%)、「家庭のプライバシーを侵害すると考えたため」8件(20.5%)、「保護者との関係が険悪になるおそれがあったから」などの順であった。

小学校では、総数129件のうち、「校内(園内)の対応で可能と判断されたため」74件(57.3%)、「虐待の程度が軽いと考えられたため」48件(37.2%)、「虐待であるとの判断に自信が持てなかったから」46件(35.6%)、「その他」44件(34.1%)、「家庭のプライバシーを侵害すると考えたため」14件(10.8%)、「園児がいやがるのではないかと思ったから」9件(6.9%)、「保護者との関係が険悪になるおそれがあったから」7件(5.4%)、「園児にさらなる被害が出るのではないかと思ったから」6件(4.6%)、「通告等の手続きがわからなかったから」5件(3.8%)、「上司や同僚が通告することに消極的であったから」3件(2.3%)、うまく対応してくれるとは思えなかった2件(1.5%)であった。

中学校では、総数30件のうち、「校内(園内)の対応で可能と判断されたため」18件(60%)、「虐待であるとの判断に自信が持てなかったから」12件(40%)、「虐待の程度が軽いと考えられたため」11件(36.6%)、「その他」7件(23.3%)、「家庭のプライバシーを侵害すると考えたため」6件(20%)、「保護者との関係が険悪になるおそれがあったから」6件(20%)、「園児にさらなる被害が出るのではないかと思ったから」4件(13.3%)、「園児がいやがるのではないかと思ったから」3件(10%)、「通告等の手

続きがわからなかったから」1件(3.3%)であった。

保育所では、「保育所内の対応で可能と判断されたから」で総数159件中73件(45.9%)、次いで「虐待であるとの判断に自信が持てなかったから」29件(18.2%)、「虐待の程度が軽いと考えられたため」23件(14.5%)であった。

児童館では、「児童館内の対応で可能と判断されたから」で総数177件中43件(24.3%)、「虐待の程度が軽いと考えられたため」で24件(13.6%)、「虐待であるとの判断に自信が持てなかったから」14件(7.9%)であった。

児童虐待防止法は、虐待の確証がなくとも通告するよう規定しているが、「虐待の自信がない」ために通告に至らないケースが幼稚園、小学校、中学校では3割～4割見られる。また、「家庭のプライバシーの侵害」を理由に通告しないケースも1～2割存在する。虐待ケースといっても多様であり個々のケースを詳細に分析する必要があるが、もし仮に家庭のプライバシーが重視されるあまり、結果的に児童の安全や権利が保障しきれないという事実があるとすれば、改善される必要があろう。

また、「子どもが嫌がると思われた」という回答が、全体に比率は高くないものの一定割合存在する。児童の年齢が高くなるほど比率が高くなっている通告や他の機関との連携は必ずしも子どもの同意を必要条件とするものではないが、通告や他の機関との連携の必要性、その後が生じるであろう展開等について可能な限り子どもにも十分説明し、不安や不信感を取り除くよう配慮する必要があり、そのための知識やスキル等に関する研修も必要となろう。

先行研究においても、通告しなかった理由として、「虐待の確証がない」「子どもや家庭との関係が悪化することを恐れる」という回答が上位を占めている。今後の通告意思を尋ねた今回の調査でも同様の傾向が見られ、確証があれば通告するという構えは現場において根強く存在している。これは、「軽率に通告することにより、子どもや家庭に迷惑が及びはしないか」といった教職員の責任感の表れともとらえられなくはないが、虐待は対応が遅れると取り返しのつかない事態を招きかねない。また、学校(園)としての立場で虐待の確証を得ることは不可能に近い事例も多く存在する。できるだけ早期の段階で専門機関に通告・連絡・相談

し、連携して問題解決を図っていくことが求められる。

3. 意識調査

(1) 虐待事例に関わった経験の有無

① 関わった経験のある職員数

過去において、虐待が疑われる事例に関わった経験について、「ある」と回答した職員は、幼稚園 1,654 人のうち 286 人(17.3%)、小学校 12,826 人のうち 4,111 人(32.1%)、中学校 4,230 人のうち 1,378 人(32.6%)となっている。また、保育所では 6,743 人のうち 2,159 人(32.0%)、児童館では 4,533 人のうち 1,296 人(28.6%)となっている。関わったことのある職員の数は小・中学校、保育所とも約 1/3 とほぼ共通している。これに対し、児童館は若干下回り、幼稚園が最も少なくなっている。

② 関わった被虐待児童数

関わった経験のある職員 1 人当りの被虐待児童数は、幼稚園 1.6 人、小学校 1.5 人、中学校 1.8 人となっており、保育所、児童館での事例数が多くなっている。

③ 虐待への対応において最も苦慮したこと

前設問で「ある」と回答した職員について、虐待対応で最も苦慮している事柄は、全施設種別とも「虐待している保護者への対応」が最も多く、幼稚園 232 人(81.1%)、小学校 3,437 人(83.6%)、中学校 1,148 人(83.3%)、保育所 1,011 人(46.8%)、児童館 546 人(42.1%)となっており、2 番目も各施設種別で共通して「虐待かどうかの見極めがむずかしい」が挙げられており、幼稚園 208 人(72.7%)、小学校 2,568 人(62.5%)、中学校 846 人(60.7%)、保育所 627 人(29.0%)、児童館 424 人(32.7%)となっている。これら 2 つの項目の選択数が群を抜いている。

保護者対応については必ずしも学校が担う業務ではないと思われるが、それでもある一定度のかかわりはもたざるを得ないと思われるため、幼稚園、小中学校における保護者対応のガイドラインを示すことが重要であると思われる。

また、「虐待かどうかの見極めがむずかし

い」については、最多の幼稚園と最少の児童館を比べると、20%以上の開きがあることがわかる。したがって、ガイドラインを作成する際、この項目については学校種別横断的に解説をする必要があるわけだが、とくに幼稚園版において丁寧に記述しておくことを検討しておかねばならないだろう。

そして、上位 2 項目ほど目立った回答割合を示すものではなかったが、幼稚園、小中学校の教職員 5,775 人のうち、932 人(16.1%)が「児童相談所との調整・連携」に、981 人(17.0%)が「プライバシーの保護」に回答していることにも留意し、ガイドライン化を図ることが必要であると考えられる。

(2) 虐待問題への関心の有無

虐待問題に関心があるかについては、各施設種別とも「関心がある」が最も多く、これに「非常に関心がある」と足すと、幼稚園では 83.1%、小学校 89.8%、中学校 86.1%、保育所 6,370 人(94.4%)、児童館 94.8%)となり、いずれの種別でも極めて関心は高いが、とりわけ福祉関係施設の職員の関心が高くなっている。

(3) 制度に関する周知状況

① 虐待の早期発見の努力義務

「学校や教職員、児童福祉施設の職員等は虐待の早期発見に努めなければならないとする規定があること」について、「知っていた」との回答が明らかに多かった。具体的には、幼稚園 78.9%、小学校 85.7%、中学校 79.5%、保育所 96.3%、児童館は 89.1%と殆どの職員が知っていた。特に、福祉関係施設の職員の周知状況は良好である。

② 通告は、確証がなくとも疑いの段階でできること

「通告は、確証がなくとも疑いの段階でできること」を「知っていた」と回答したのは、幼稚園 57.3%、小学校 61.5%、中学校 57.3%、保育所 74.7%、児童館では 3,299 人(72.8%)、「知らなかった」と回答したのは、幼稚園 31.0%、小学校 35.5%、中学校 39.5%、保育所 22.7%、児童館 25.4%となっている。

各施設とも虐待の早期発見と通告が基本的な役割であるが「疑いの段階」でも通告できることを「知らない」教職員が 2 割～4 割いること

は無視できない事態といえる。本制度の周知に向けた一層の取組み強化を図る必要がある。

③ 通告は、文書のみでなく、面談、電話などでもよいこと

「通告は、文書のみでなく、面談、電話などでもよいこと」を「知っていた」は、幼稚園 63.1%、小学校 57.0%、中学校 54.1%、保育所 80.6%、児童館 77.2%であり、「知らなかった」は幼稚園 25.4%、小学校 40.0%、中学校 42.6%、保育所 17.0%、児童館 21.0%となっている。

④ 守秘義務より通告義務が優先されること

「公務員等に秘密を守る義務があっても、虐待が疑われたらまず通告しなければならないとする規定があること」を「知っていた」は、幼稚園 63.0%、小学校 66.3%、中学校 60.3%、保育所 77.1%、児童館 75.4%であり、「知らなかった」は、幼稚園 25.0%、小学校 30.6%、中学校 36.4%、保育所 20.2%、児童館 22.4%となっている。

⑤ 通告者に関する情報の秘匿

「児童相談所などの職員は、誰からの通告があったかを洩らしてはならないとする規定があること」を「知っていた」は、幼稚園 67.0%、小学校 62.4%、中学校 56.6%、保育所 79.8%、児童館 81.2%であり、「知らなかった」は、幼稚園 21.4%、小学校 34.6%、中学校 40.2%、保育所 17.7%、児童館 17.0%となっている。

⑥ 制度の周知状況と職種との関係

以上5項目に関して、職種とのクロス集計を行った。いずれの設問にも共通していることは、保育所、児童館は、学校や幼稚園に比べ制度の認知状況は全体的に良好であるが、管理運営に従事する職員の方が実際に子どもに関わる教職員より認知状況はさらに良好である。特に、確証がなくても通告義務があること、通告手段、通告義務の守秘義務に対する優先では、その傾向が顕著である。

(4) 通告意思

① 通告意思の有無

「今後虐待を発見したときに通告するか」をた

ずねたところ、「必ず通告する」は、幼稚園 40.3%、小学校 44.5%、中学校 46.3%、保育所 40.1%、児童館 42.3%、「場合によっては通告する」は、幼稚園 54.4%、小学校 51.8%、中学校 49.1%、保育所 53.7%、児童館 52.7%となっている。

保育所や児童館では、「必ず通告する」が幼稚園、学校より少なくなっている。その理由として、保育所や児童館では、より多様な福祉ニーズを有するケースに接しているため、通告に至らなくても、市町村等他の機関との連携により対応可能なケースもあると考えられているからではないかと思われる。

② 職種と通告意思との関係

通告意思について、職種とのクロス集計を行った。各施設種別に共通しているのは、「必ず通告する」は管理運営に従事する職員が直接子どもに関わる職員を大きく凌いでいるのに対し、「場合によっては通告する」はほぼ比率が逆転していることである。これは、問6に関するクロス集計で明らかになったように、管理運営に従事する職員の方が研修機会に恵まれているため、制度をよく認知しており、通告意識が高いことによるのではないかと考えられる。

また、管理運営に従事する職員は、「自分には通告するかどうかの決定権がある」と思っている割合が高いとよく、一方で、それ以外の職員は、「自分には通告するかどうかの決定権がない」と思っているために、条件付で通告をするという回答になっているのではないかと推測できる。

③ どのような場合に通告するか

「場合によっては通告する」と回答した者人に対して、どのような場合に通告するか、選択肢から回答を求めたところ(複数回答)、各施設種別を通じて最も多かったのは、「虐待の確証がある」で、幼稚園 77.1%、小学校 73.7%、中学校 71.5%、保育所 74.4%、児童館 77.1%となっている。

前述のように、児童虐待防止防止法は確証がなくとも通告するよう規定しており、同制度の周知を図る必要がある。

(5) 虐待問題について学んだ経験

① 経験の有無と内容

「今までに虐待問題について学んだことがあ

りますか」との設問に対して、13項目の選択肢から回答を求めたところ(複数回答)、「学んだことはない」は幼稚園 10.3%、小学校が 17.4%、中学校が 22.1%、保育所 9.4%、児童館 9.7%であった。

「学んだことがない」と回答した以外の職員について多かったのは、「啓発のパンフレットや冊子など」が各施設種別に関わりなく最上位を占めている。しかし、研修では、「都道府県教育委員会、都道府県主管課」が開催する研修会、講演会が幼稚園 13.5%、小学校 13.0%、中学校 13.0%、保育所 18.4%、児童館 15.7%、「区市町村が開催する研修会、講演会」が幼稚園 20.3%、小学校 17.0%、中学校 14.2%、保育所 32.7%、児童館 34.0%、「その他の機関や団体が開催する研修会や講演会」が幼稚園 15.5%、小学校 11.2%、中学校 10.6%、保育所 20.5%、児童館 17.0%となっており、全体的に研修機会が多いとはいえない。特に幼稚園や学校では保育所や児童館に比して研修機会が少なくなっている。

② 学習機会と職種との関係

虐待問題について学ぶ機会と職種とのクロス集計を行った。各施設種別に共通しているのは、管理運営に従事する職員は、直接子どもに関わる職員に比較して「研修を通じて学んだ」とする回答がはるかに多いことである。また、逆に、「(専門職員の)養成段階で学んだ」とする回答は直接子どもに関わる職員に多く、「書籍、雑誌で学んだ」とする回答には大きな開きは見られなかった。

(6) 機関連携

① 機関連携の必要性に対する認識

各施設種別とも「大いに思う」「思う」が 9割以上を占めている。

② 児童虐待防止ネットワークが存在するかどうか

「存在する」という回答は、幼稚園 36.0%、小学校 26.5%、中学校 23.2%、保育所 48.1%、児童館 52.4%となっており、「存在しない」という回答は、幼稚園 4.2%、小学校 3.9%、中学校 5.2%、保育所 2.2%、児童館 2.4%となっている。

「わからない」という回答は、幼稚園 54.3%、小学校 67.9%、中学校 70.0%、保育所 45.0%、

児童館 41.5%となっている。「わからない」という回答が目立つが、殆どの職員が機関連携の必要性を認識しているにもかかわらず、4割以上の職員がネットワークの存在を知らないことは大きな課題と言える。ネットワークについての周知が喫緊の課題である。

③ 虐待防止ネットワークの認識と職種との関係

②の設問について職種とのクロス集計を行った。各施設種別とも「わからない」という回答は、管理運営に従事する職員より直接子どもに関わる職員の方がはるかに多くなっている。これは、管理運営に従事する職員の方が、地域の関係機関の会議や研修等を通じて虐待防止ネットワークについて知る機会が多いことによるものと考えられる。

しかし、虐待防止ネットワークでは、実務者レベルによる具体ケースに即した情報や認識の共有、連携が極めて重要となることから、今後は直接子どもに関わる職員への周知を図る必要がある。

(7) 所属機関の対応に関する評価

① 評価内容

「その他」を含む9つの選択肢から、回答者が所属する機関の虐待対応について評価を求めた。

幼稚園では、「適切に対応している」が最も多く 32.5%、次いで、「虐待問題に対する専門的知識が不足している」29.9%、「園内で虐待問題について協議する機会が少ない」24.1%などの順となっている。

小学校においても選択項目の順位は同じで、「適切に対応している」が最も多く 43.3%、次いで、「虐待問題に対する専門的知識が不足している」30.2%、「校内で虐待問題について協議する機会が少ない」27.5%などの順となっている。

中学校では、「適切に対応している」37.4%と最多を占めているものの「虐待問題に対する専門的知識が不足している」、「校内で虐待問題について協議する機会が少ない」もほぼ同率を占め、それぞれ 30.0%、34.5%となっている。

保育所では、「適切に対応している」が 43.9%と最も多く、続いて「虐待問題に対する専門的知識が不足している」24.6%、「所内で

虐待問題について協議する機会が少ない」23.1%などとなっている。

児童館では、「適切に対応している」は23.7%にとどまり、「虐待問題に対する専門的知識が不足している」が37.1%と最も多かった。3番目に多かったのは「放課後児童健全育成事業内で虐待問題について協議する機会が少ない」33.7%となっている。

② 評価と職種との関係

職種による認識の相違の有無を検討するため、クロス集計を行った。

各施設とも管理・運営に関わる職種では相対的に自己の組織に対する評価はよく、直接子どもに関わる職種では辛くなる傾向が見られた。

③ 評価と虐待事例遭遇経験の有無との関係

虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果を行った。

幼稚園、保育所では、遭遇経験がある群の方がいない群と比して、「適切に対応している」と回答する割合が約10%高かった。

保育所では、遭遇経験がある群の方がいない群と比して、「適切に対応している」と回答する割合が約10%高かった。他の施設種別においても、遭遇経験がある群の方がいない群よりも評価はよくなっている。

(8) 児童相談所への期待

児童相談所の虐待対応へ期待するものについて優先順位付で3つまで回答を求めた。

回答について、優先順位を考慮せず、複数回答として集計を行ったところ、圧倒的に多かったのは「迅速な対応」で、いずれの施設種別についても70%を超えていた。

次いで、「保護者が拒否しても職権により家庭に立ち入るなど、調査」及び「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての的確な判断」、三番目には「専門的な観点からの保育所などへの助言や支援」が回答されることが多かった。あげられる選択肢としては、ほぼ同様のものではあったといえるが、機関横断的に見ると、具体的な回答割合に差が見られた。

たとえば、「家庭から引き離すべきかどうかの的確な判断」を期待するものは、幼稚園と保育所が20%台前半、児童館が約25%、小中

学校が20%台後半となっており、年齢との関連を示唆する結果であった。また、「保護者の権利より子どもの権利を優先して欲しい」は、中学校は20%未満、小学校及び幼稚園が20~25%程度、児童館が29.1%、保育所が31.8%と大きな開きが見られた。もう一つ、「専門的な観点からの関係機関への助言や支援」を期待するものは、幼稚園及び小中学校ではいずれも30%を超えているが、保育所では27.5%、児童館にいたっては20.6%であった。

なお、本問の回答と職種、虐待事例への遭遇経験の有無とのクロス集計を行ったが、顕著な差が見られなかった。

(9) 児童相談所に対するイメージ

① 児童相談所に対するイメージ

「職員が不足しており、忙しい」ということが比較的共通してもたれていた。ただし、児童相談所と連携することが多い中学校(問11)では52.4%の教職員がこれに回答し、小学校及び児童館も50%近くの回答を集めたが、幼稚園と保育所の回答割合は30%台後半であった。

また、多忙さと表裏一体の問題であるが、「対応が遅い」も比較的多くの回答があった選択肢である。幼稚園及び小学校では20%台、中学校では30.0%、保育所と児童館では30%台後半の回答割合となっており、とくに福祉施設からは厳しい評価がなされている。ちなみに、「適切に対応している」という選択肢には、小中学校では約25%が回答しているが、保育所は14.7%、児童館にいたっては11.5%とかなり低い割合となっている。

そのほかにもネガティブなイメージは、保育所、児童館からの回答を中心として、多くあげられている。「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての判断が甘い」は、小中学校では10%台半ば、幼稚園では10%台後半であったが、保育所で28.3%、児童館では30.0%であった。「子どもの権利より保護者の権利を優先しているため、弱腰である」というものには、教育機関はいずれも10%台であったが、保育所及び児童館では約28%であった。そして、「調査結果や援助方針、援助経過などについて情報提供不十分」は、教育機関ではやはり10%台後半、保育所及び児童館は約20%であった。

なお、「専門性が低い」への回答割合は、い

ずれの機関においても、きわめて低かった。

多くの教員が、児童相談所は職員不足で忙しいとの理解を示しつつも、対応の遅さや情報提供の不充分さなど児童相談所の対応に否定的なイメージを持つ教員も少なくない。そして、これら否定的な意見の多くが問 12 で明らかになった児童相談所への期待項目と裏腹の関係となっている。

児童相談所は人手不足で多忙を極めており、このことで職員の多くが過度のストレスを抱えていることが高橋重宏らの調査研究で明らかになっている(高橋、2002)。本設問は、あくまで児童相談所の「イメージ」を尋ねたものであるから、実態をどの程度反映しているかは不明確であるが、「職員が不足しており、忙しい」というイメージは、高橋らの研究結果からも妥当性あるものととらえることができよう。児童相談所が関係機関の期待どおりに迅速な対応を図るには、一層の人員増が急務の課題となろう。

また、調査結果や援助方針などに関する情報提供が不十分、対応が弱腰、親子分離の適否に関して判断が甘いといったイメージを多くの教員が持っているが、これらもあくまでイメージであり、どの程度妥当なものであるかは多面的な分析が必要となろうが、少なくともそのようなイメージを持たれていることは事実であり、児童相談所としてはこれら否定的なイメージの払拭に向けて努力を惜しむべきではなからう。

② 虐待事例遭遇経験の有無とイメージとの関係

職種によって児童相談所に対するイメージの違いがあるかを検討するため、クロス集計を行った。

通告・連携経験の有無や施設種別に関わらず、多くの教職員が児童相談所は「職員が不足しており、忙しい」と回答している。また、いずれの施設種別においても、児童相談所との連携経験を有する教員の方が経験のない教員より「適切に対応している」と評価する割合が高くなっている。各施設種別を通じて連携経験のない教職員に多く見られたのは「対応が遅い」であった。児童相談所が関与していながら虐待死を防げない事件が起こるたびに児童相談所は、マスコミから「対応が遅い」「判断が甘い」などの批判に晒されているが、その影響なのか否定的なイメージを持つ教職員が多いが、実際に通告・連携してみると、そのようなイ

メージが払拭される場合も少なくないことを本結果は物語っているととらえることができよう。

(10) 行政に望むこと

児童虐待対応に関して行政に望むことを、「その他」「特になし」を含む 10 の選択肢を用いて回答を求めた。

その結果、「虐待対応について相談できる専門機関の整備」が、幼稚園で 60.8%、小学校 53.8%、中学校 55.5%、保育所 57.4%、児童館 55.2%といずれの施設種別でも半数を超えている。また、「カウンセラー等専門家の配置や派遣」について、小学校 47.6%、保育所 53.0%、児童館 49.7%とほぼ半数が回答した(幼稚園では 41.2%、中学校では 33.7%)。

「児童虐待についての研修の充実」にも多くの回答が寄せられ、幼稚園 46.6%、小学校 45.9%、中学校 46.0%、保育所 41.1%、児童館 44.1%となっている。「児童虐待に対応する職員の加配」も、保育所 39.1%、児童館 41.4%と福祉系の施設で多く、教育系の施設では幼稚園 26.0%、小学校 29.0%、中学校 29.7%と 3 割弱に止まっている。

また、「被虐待児童救済のための関係機関からなるサポートチーム」に関する要望も多く、幼稚園 26.4%、小学校 37.2%、中学校 37.3%、保育所 31.7%、児童館 35.3%となっている。

「虐待対応について相談できる専門機関の整備」に対する要望が多く出されているが、児童相談所が存在しながら、このような要望が多く出されているという事実は何を意味するのだろうか。児童相談所が十分機能していないことを意味するのか、もっと身近に相談できる専門機関を望んでいるのか、今後詳細な把握が望まれる。

また、児童虐待についての研修の充実に対する要望が多く出されているが、研修の一層の充実を図る必要がある。さらに、「被虐待児童救済のためのサポートチームづくり」に対する要望も多いが、文部科学省の「サポートネットワーク事業」及び要保護児童対策地域協議会の一層の整備促進を図る必要があろう。特に、今回の調査では、虐待防止ネットワークの存在を知らない教職員が多くいること、虐待防止ネットワークに参加している教職員は極めて少数であることが明らかになったが、虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の

存在や効果的な運営のあり方、同ネットワークにおける各施設種別の役割などに関する啓発に努める必要がある。

(11) ビネット調査

1) 単純集計

① 全体的結果(表Ⅲ-16-1、表Ⅲ-16-3)

虐待に関する具体的な行為に関して、通告する必要があるかどうかを「明らかに必要がある」「多分必要がある」「どちらともいえない」「多分必要がない」「明らかに必要がない」の5段階に分けて質問した。

結果を分析するために、「明らかに必要がある」を5点、「多分必要がある」を4点「どちらともいえない」を3点、「多分必要がない」を2点、「明らかに必要がない」を1点と点数化した。

ビネット全体の平均をとってみると、各施設種別とも顕著な差は認められなかった。

例えば保育所では、ビネットの得点平均が4.5以上のものは10項目あり、「14. 子どもにタバコの火を押しつける」4.88、「28. 『殺してやる』と包丁を子どもに突きつける」4.82、「36. 生命に危険があるのに病院に連れて行かない」4.79、「32. 親が子どもの性器を愛撫する」4.78、「10. 自分の性器を子どもに触らせる」4.74、「17. 親が18歳未満の子どもと性交する」4.72、「23. 親が思春期の娘の胸を愛撫する」4.66、「29. 親が酒に酔うと、子どもを叩いている」4.64、「33. 世話を嫌がりミルクを与える回数が不足」4.6、「7. 子どもの腹を足で蹴り上げる」4.55であった。

逆に得点平均が低い項目を見てみると、保育所では「26. 高熱を座薬により下げ保育所に連れて行く」、「6. 親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る」、「35. 罰として大事にしていたおもちゃを捨てる」となっていた。

② 虐待種別と得点

日頃接している子どもの年齢層で比較すると、年齢が低い施設ほど生命のリスクが高くなると考えられる身体的虐待の割合が高くなり、逆に年齢が上がると性的虐待の割合が高くなる傾向が見られた。しかし、リスクの多少はあるもののあくまで事例は個別であり、低年齢層での性的虐待や、逆に高年齢での身体的虐待も報告されていることから、発生の可能性については周知される必要があると考えられた。

また、いずれの施設種別とも心理的虐待の

得点が低くなっている。心理的虐待は外見からは分かり難く、虐待の判断も難しいものであるが、その有害性や見極めの方法、対応について周知する必要がある。

2) クロス集計

① ビネット×性別(クロス表Ⅲ-16-1-①、クロス表Ⅲ-16-1-②)

例えば保育所では、全体で16項目に有意な差が見られたが、そのうち男性のほうが高かったのは、「Q15-7. 子どもの腹を足で蹴り上げる」、「Q15-26. 子どもの高熱を座薬により下げ、翌朝保育所に連れて行く」の2項目であった。それ以外の項目では女性のほうが相対的に高かった。他の施設種別と比較して、保育所が最も性別による差が大きかった。

② ビネット×年齢(クロス表Ⅲ-16-2-①、クロス表Ⅲ-16-2-②)

年齢では、施設種別に関わらず、「Q15-2. 罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく」「Q15-30. 罰として、子どもの頭をつるつるに剃る」以外は、相対的に年齢が高いほど、身体的虐待や心理的虐待に関しての得点平均が低くなる傾向が見られ、昨年度結果と比較して、よりその傾向が強いことが分かった。

③ ビネット×経験年数(クロス表Ⅲ-16-3-①、クロス表Ⅲ-16-3-②)

経験年数では、経験年数が長いほど得点平均が高い項目が多く(17項目)、逆に経験年数が短い方では保育所10項目、児童館2項目であった。経験年数が長い方が、相対的に虐待に対する認識が高いことが分かった。しかし、年齢と同様、心理的虐待に関して、相対的に得点平均が低くなっていた。

④ ビネット×虐待事例に関わった経験(クロス表Ⅲ-16-4-①、クロス表Ⅲ-16-4-②)

虐待事例に関わった経験についても、施設種別に関わらず、統計的な差異が認められた項目全てで、虐待事例に関わった経験がある方がより強く虐待と認識する傾向があることが読み取れた。虐待事例に関わることにより、自らが当事者意識をより持ちやすいからではないかと考えられる。

⑤ ビネット×虐待への関心(クロス表Ⅲ-16-5-

①、クロス表Ⅲ-16-5-②)

虐待問題への関心についても、施設種別に関わらず、統計的な差があった全ての項目で、関心があるほうがより強く虐待と認識していた。また、虐待を発見した場合の通告について、小学校で5項目に関して、差異が認められなかった他は、保育所、幼稚園、児童館、中学校では全ての項目で「通告する」と回答していた方が、より強く虐待と認識する傾向が分かった。具体的に虐待の発見が自らの責務であるということをもまず認識し、関心を持ってもらう必要がある。

⑥ ビネット×虐待を発見した場合の通告(クロス表Ⅲ-16-6-①、クロス表Ⅲ-16-6-②)

調査票Ⅲ問4において、全ての項目で、施設種別に関わらず、虐待を発見した場合に通告すると回答している方が得点平均が高くなっており、通告するグループと通告しないグループがはっきり分かれることが想定される。したがって、「虐待問題への関心」や「虐待事例に関わった経験」などのクロス集計の結果と併せて考えると、研修を行ったり、事例を共有したりすることで、何が虐待なのかという根本的なことから周知し、どのような悪影響があるかということも含めて重大性を認識しておく必要がある。また、保育所、児童館、幼稚園では、小学校・中学校の教員等と比較して勤務年数が相対的に短くなっており、就職から離職までの回転も早いことが考えられ、就職してからの研修も重要であるが、保育士養成課程においても虐待問題を積極的に採り上げる必要があると考えられる。

D. 考察

(1) 児童福祉施設が所在する保育所、児童館、幼稚園、学校への支援体制の整備(調査票Ⅰ)

本調査において、児童福祉施設から通所している子どものいる施設はきわめて限られたものであることが明らかになったが、児童福祉施設から通所する子どもがいる場合、すべての小中学校において、その人数が「5人以上」であった。被虐待経験を有する子ども等、社会的養護を必要とする子どもには特別なケアが必要であるが、こうした子どもを多く抱えている学校に対しては、さらに実態調査を行い、必要な支援体制を整えていく必要がある。

(2) チームアプローチ体制(調査票Ⅰ)

虐待対応は、発見者がひとりで抱え込むのではなく、チームアプローチを行うことが必要であるとされる。小・中学校はある程度の規模が確保されていることが多く、例えば第一発見者の担任だけでなく、校長、副校長(教頭)、学年主任等立場の違いや、養護教諭、スクールカウンセラー等専門性の違いを生かしたチームの組成が可能である。虐待として把握されている子どもが複数いる場合、チームも複数組成され、同時並行的に活動することも十分に考えられる。

しかし、保育所、幼稚園等は規模がまちまちであり、小・中学校とは事情が異なることが予想される。今年度の調査では、保育所、児童館それぞれの、1ヶ所あたりの職員数を算出したが、保育所では全体平均21.6人のうち、保育士を除き、平均人数が1.0人を超えるのは、「所長」「主任」「嘱託医」「調理員」のみであった。すなわち、平均的に見ると所長1人、主任1人、嘱託医1人(ただし非常勤である割合が高い)、保育士13人という凡その職員構成が浮かび上がる。こうした構成から予想されるチームは、1人ずついる所長と主任を常に核としたものとなるか、それぞれスーパーバイザー的立場の所長、主任、ないしは嘱託医と個別にマンツーマンのチームをつくるか、というものである。組織が小さくなれば、コミュニケーションは図りやすく、対応に小回りが利くというメリットが考えられる反面、複数対応が確保しきれなかったり、一人ひとりの負担が重くなる、視点が固定化されやすいなどのデメリットも予想される。そのあたりは、児童館の場合などは平均職員数が6名を切っており、更にその半数は非常勤職員であることを考えると、複数対応やチームアプローチには限界が生じることも考えられる。こうした場合、対応に際してチームをあえて機関内で完結させることを考えるのではなく、例えば子どもが在籍する小学校と共同でチームを組成したり役割分担を行うことの方が有効な手立てとなる可能性もある。

特に、放課後児童健全育成事業を運営する児童館の場合は、二元生活である保育所や幼稚園、学校とは異なり、三元生活になっていることに留意する必要がある。すなわち、保育所や幼稚園などは、家庭と保育所、家庭と幼稚園といったように二元生活の片方に位置す

るのに対し、児童館は家庭と学校の間中に位置しており、その位置づけや役割が曖昧になり易い。このため、児童館が子どもや保護者への援助方針について単独で判断し、行動することにはリスクが伴う。従って、虐待が疑われる場合は、先ず学校に相談し、緊密な連携を図ることが重要であり、今回の調査においても遭遇した事例の 66.8%が小学校との連携のもとに援助がなされていることが明らかになっている。

(3) 在籍状況と虐待発見の可能性(調査票Ⅱ問1)

虐待は、目に見える明らかな傷が存在したり、子ども本人からの訴えがあったりすれば、発見とその後の対応に至りやすいが、そうでない場合は子どもの言動その他の注意深い観察の中で、「不自然な」「気になる」点などを手掛かりに発見にこぎつける必要がある。ちょっとした変化に気づくためには、一定の枠組みをもった所属集団の存在は大きく、特に義務教育である小・中学校は、原則的に全ての子どもに所属集団を提供することができるため、虐待の発見や対応において重要な位置づけとなっている。小・中学校ともに、それ以外の機関と比べて、平成 14 年度以降の虐待把握ケースのうち現在在籍中の子どもの割合が高くなっていることは、発見のみならずその後の対応場面においても、引き続きコンタクトをとれる位置づけにあることを意味している。

これに対し、基本的には義務ではなく任意在籍となる「保育所」「幼稚園」「児童館」では、在籍中の割合は過半数を下回っている。このことは、発見やその後の対応において、これら施設が担う役割やその重要性は小・中学校と何ら変わりはないものの、比較的短いスパンで籍を離れてしまう可能性があり、特に虐待の発覚を機に関係性に変化が生じて退園や転籍をしてしまう場合もあることを考えると、長期にわたり継続した対応が求められる虐待家庭との関わりにおいて、困難が生じやすいことを意味していると思われる。このように退園や転籍等の可能性が高くなるということは、虐待発見後の対応にも少なからず影響を及ぼすであろう。問 9 において児童相談所等への通告の有無を尋ねているが、その割合は小・中学校が 8 割前後となっているのに対し、保育所・幼稚園・児童館では徐々に割合が減っているのは、こ

のことを示す意味合いも含まれているものと推察される。

(4) ネグレクトケースの見極めと対応(調査票Ⅱ問2)

昨年度と今年度の調査を通じて、把握されている虐待種別の割合が、児童相談所で対応するケースの割合と異なる面があることが明らかになっている。すなわち、児童相談所では総数において 1 位が「身体的虐待」、2 位が「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」であり、年齢別に見ても、「0歳～3歳未満」を除き他の年代は全てそのような傾向が示されているが、今回の調査において、小学校を除いた保育所、幼稚園、児童館、中学校いずれも、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」が 1 位であり、「身体的虐待」は 2 位であった。小学校でも両者の数値は拮抗しており、概して毎日子どもと直接的に接している実践現場においては、虐待の中でも「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」の問題が大きなウエイトを示していることがわかる。

「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」は、登校(園)等の禁止や、自宅への軟禁、食事を与えないなど、明らかに不適切であると判断できる場合よりも、むしろ養育が十分ではない、といういわゆるグレーゾーンにあるケースが少なくないと思われ、どの線を超えたら「不適切」すなわち虐待と判断すべきか、見極めが難しいものと推察される。当然その見極めのポイントも、当該機関を含め、他の関係機関や地域におけるサポート体制の状況によっても変化する。あわせて発見後の対応も、1 回の注意喚起で状況が変化することは基本的には考えにくく、長期にわたる継続的なサポートが必要になることが多い。

このことからすると、発見のみならず、見極めやその後の対応を含めて、例えば担当者のみで対応することには大きな限界があり、チームアプローチの必要性が改めて強く示唆される。時には機関の壁を越え、必要に応じていかに日常的に援助チームを組成するかが重要な課題となると考えられる。

(5) 発見時の複数対応の重要性(調査票Ⅱ問3)

チームアプローチは、発見後の対応・援助に際してのみならず、本調査では発見時においても重要であることが確認された。すなわち、

虐待を最初に把握するのは、最も直接的に接する機会を持っている担任・担当者であることは当然であるにしても、担任・担当者以外である場合が、いずれの機関でも合わせて5割前後あるのである。このことは、日常的に接しているからこそ発見できる面と、そうでないからこそ疑問や気付きが生じる場合があることを意味しており、複眼的に観察することの重要性を改めて示唆するものである。したがって、担任・担当者以外の立場の人が子どもの言動等に疑問を感じた場合、しかし一番身近な立場の人がそう思っていないのであれば思い過ごしであろうと放置してしまうことの無いよう、発見においても普段から恒常的に複数の立場でコミュニケーションを展開しておくことが不可欠であると思われる。

(6) 発見のチャンネルの広がり(調査票Ⅱ問4)

虐待の発見は、身体的な様子や子どもの話だけでは把握しきれないことが本調査において確認されている。保育所において身体的様子からの把握が54.5%となっているが、それ以外はいずれも単体では過半数に達しておらず、これは「傷」が見えず、本人も何も「訴え」て来ないから、虐待は「ない」とは全く言えないことを明示するものである。実際に実践現場では、子どもの言動や登校(園)状況、保護者の様子や他の保護者の話など、様々な情報源を駆使して虐待の発見が行われていることは、今回の調査でこれらの項目にも数値が分散していることからよくわかる。とりわけ、虐待好発年齢でありながら、直接的な言語化による訴えが期待し難い低年齢児においては、子どもの様子のみならず、保護者の様子から発見あるいは確信に至る場合が少なくない(保育所・幼稚園ともに3割を超えている)ことは特筆すべきである。この保護者の様子から気づきに至る場合が多いのは、送り迎えのとき等に保護者と接する機会が日常的にあることによるものであり、その点は児童館においても同様の傾向が見られるが、一方でそれに比して日常的に接する機会が限られていると思われる小・中学校においても、2割を超えるケースで「保護者の様子」から把握につながっており、発見に向けては様々なチャンネルを広げることの必要性、また実際にそうした取り組みがなされていることが確認された。

(7) 心理的虐待の発見(調査票Ⅱ問4)

今回の調査では、心理的虐待の把握割合が、児童相談所の対応件数と比べ、いずれの機関においても低くなっており、把握することの難しさの現れであると考えられるが、心理的虐待の発見において、他の種別と特徴的に異なることは、「保護者の様子」からの把握がいずれも高くなっていることである。このことから、例えば保護者が子どもに対し極端なしかり方をしていたり、子どもの存在を否定するような発言を耳にするなど、直接的な場面への遭遇・目撃が、心理的虐待の発見には決定的な手掛かりとなる場合が多いものと考えられる。

虐待の発見には、子どもの様子のみならず、保護者や家族を含めた様子の観察や情報の収集が重要な鍵を握っているが、そうした機会をそれぞれの機関が、あるいは他機関との連携の中でどのように確保して行くかが課題であると考えられる。

(8) チームアプローチの状況(調査票Ⅱ問5～問7)

虐待を把握した後、そのことを誰にも相談しなかったのは、幼稚園・中学校では0件、その他の機関でも1%に満たない数値であり、最初に把握したのがどのような立場の人であったとしても、複数での検討・対応がかなり徹底されていることが推察される。

しかし、その後の情報の集約・進行管理を、最も子どもと直接接する機会の多い担任や担当者が担っているケースが、幼稚園・小学校において10%を超えているほか、他の機関でも6~7%あり、情報の把握の点でメリットがあるとはいえ、担任・担当者への負担超過のみならず、身近であるが故に判断が主観的になりやすいなどのデメリットが生じることが危惧される。虐待対応で重要となるチームアプローチのマネジメントを、担任・担当者が合わせて行うことの困難性は十分に認識される必要があると思われる。

また、対応策の検討・決定に関して、「特に行わなかった」とするものが、幼稚園では0件であったが、中学校0.5%、保育所1.6%、小学校1.9%、児童館5.1%と、わずかながら存在し、チームアプローチが機能しているかという点で、疑問が残る。会議において検討・決定を行うか、上司等に個別に相談する形で行うかは、一概にどちらかの優位性を判断すること